

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和8年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務全体の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当法及びその他の関係法令等に基づき、児童手当の受付、認定、支給等の事務を実施する。</li> <li>・受給者等から提出された対象者の資格管理、支払管理、現況届受付事務、補助金管理等に関する事務を実施し、受給資格者情報を管理する。</li> </ul> <p>2. 特定個人情報を取扱う事務</p> <p>以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1)住民基本台帳システムから住民情報を取得して受給者台帳を作成する。</p> <p>(2)個人住民税課税システムから、所得情報を取得して受給者台帳を作成する。</p> <p>(3)受給者から提出される申請書等の情報を福祉総合システムに入力し、住民基本台帳システムで作成された住民情報に個人住民税課税システムから取得した所得情報を合わせて受給者情報ファイルを作成する。</p> <p>(4)住民基本台帳システム及び個人住民税課税システムから異動情報を取得し、受給者情報の更新・管理を行う。</p> <p>(5)情報提供ネットワークシステムに接続し、必要な特定個人情報について情報連携にて取得する。</p> <p>(6)情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行うため、必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p>
③システムの名称	福祉総合システム、個人住民税システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当資格管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42, 125, 141, 161の項</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106, 107の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越谷市子ども家庭部子ども福祉課
②所属長の役職名	子ども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市子ども家庭部子ども福祉課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9166
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会には4情報又は住所を含む3情報による照会としている。また、児童手当の支給に関する事務では下記のような対策を講じている。 ・本人情報のデータベースの入力内容が正しいかダブルチェックを行う。 ・特定個人情報入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input checked="" type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じての提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	高橋 成人	関根 正和	事後	人事異動に伴う所属長の変更
令和1年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 事務全体の概要 ・児童手当法及びその他の関係法令等に基づき、児童手当の受付、認定、支給等の事務を実施する。 ・受給者等から提出された対象者の資格管理、支払管理、現況届受付事務、補助金管理等に関する事務を実施し、受給資格者情報を管理する。 2. 特定個人情報を取り扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 住民基本台帳システムから住民情報を取得して受給者台帳を作成する。 (2) 個人住民税課税システムから、所得情報を取得して受給者台帳を作成する。 (3) 受給者から提出される申請書等の情報を福祉総合システムに入力し、住民基本台帳システムで作成された住民情報に個人住民税課税システムから取得した所得情報を合わせて受給者情報ファイルを作成する。 (4) 住民基本台帳システム及び個人住民税課税システムから異動情報を取得し、受給者情報の更新・管理を行う。	1. 事務全体の概要 ・児童手当法及びその他の関係法令等に基づき、児童手当の受付、認定、支給等の事務を実施する。 ・受給者等から提出された対象者の資格管理、支払管理、現況届受付事務、補助金管理等に関する事務を実施し、受給資格者情報を管理する。 2. 特定個人情報を取り扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 住民基本台帳システムから住民情報を取得して受給者台帳を作成する。 (2) 個人住民税課税システムから、所得情報を取得して受給者台帳を作成する。 (3) 受給者から提出される申請書等の情報を福祉総合システムに入力し、住民基本台帳システムで作成された住民情報に個人住民税課税システムから取得した所得情報を合わせて受給者情報ファイルを作成する。 (4) 住民基本台帳システム及び個人住民税課税システムから異動情報を取得し、受給者情報の更新・管理を行う。 (5) 情報提供ネットワークシステムに接続し、必要な特定個人情報について情報連携にて取得する。 (6) 情報ネットワークシステムを使用して情報提供を行うため、必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。	事後	内容の見直しによる文言の追加
令和1年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム	福祉総合システム、個人住民税システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	内容の見直しによるシステム名称の追加
令和1年6月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記
令和1年6月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(74、75の項)	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の74、75の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条の1、第40条、第44条の1	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	関根 正和	子育て支援課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	平成27年4月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の74、75の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①越谷市子ども家庭部子育て支援課 ②子育て支援課長	①越谷市子ども家庭部子ども福祉課 ②子ども福祉課長	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	越谷市子ども家庭部子育て支援課	越谷市子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和8年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表81の項	事後	番号法の改正による文言の変更、項番の繰り下げ
令和8年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26, 30, 87の項)) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の74, 75の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条の1、第40条、第44条の1	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42, 125, 141, 161の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106, 107の項	事後	番号法の改正による文言の変更、項番の繰り下げ
令和8年3月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	平成31年3月31日時点	令和7年10月1日時点	事後	評価の再実施による変更
令和8年3月30日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[ ]委託しない 十分である	事後	内容の見直しによる変更
令和8年3月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	(リスク対策は)十分である  マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会としている。また、児童手当の支給に関する事務では下記のような対策を講じている。 ・本人情報のデータベースの入力内容が正しいかダブルチェックを行う。 ・特定個人情報入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う。	事後	様式変更に伴う記載事項の追加
令和8年3月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う記載事項の追加
令和8年3月30日	表紙 特記事項	—	児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。	事後	内容の見直しによる変更